

水産業競争力強化緊急事業のうち効率的な操業体制の確立支援に係る水産庁長官が別に定める事項について

27水漁第1676号
平成28年3月3日
水産庁長官通知

水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知。以下「運用」という。）第3の9-1の（3）のアの（イ）のaの（a）及び（f）の水産庁長官が定める事項については、下記のとおりとする。

記

第1 事業実施者が取り組む実証的取組

持続可能な収益性の高い操業体制の確立を図るため、運用第3の9-1の（3）のアの（イ）のaの（a）の事業実施者が取り組む実証的取組は、次に掲げる取組とする。

- （1）効率的な操業ルールの設定
- （2）共同漁場探索船の導入
- （3）共同漁獲物運搬船の導入
- （4）未利用資源の共同開発
- （5）事業実施者から漁業現場の事情を踏まえた実証的取組の提案を受け、事業実施主体に設置された競争力強化型操業推進委員会（以下「操業委員会」という。）が、運用第3の9-1の（3）のアの（イ）のaの（c）のvにより定める競争力強化型操業に資する取組（水産庁長官が認めたものに限る。）
- （6）事業実施主体に設置された操業委員会が、運用第3の9-1の（3）のアの（イ）のaの（c）のivにより定める競争力強化型操業に資する取組（水産庁長官が認めたものに限る。）

第2 助成対象経費

運用第3の9-1の（3）のアの（イ）のaの（f）のiの規定に基づく項目及び助成対象経費の助成水準は、次のとおりとする。

1. 効率的な操業体制の確立に要する経費

項目	助成対象経費	助成水準
第1の（1）から（6）までの実証的取組に要する経費	用船料	定額
	人件費	
	役務費	1 / 2 以内

<p>なお、広域委員会又は地域水産業再生委員会へ交付する助成金（広域委員会又は地域水産業再生委員会に複数の漁業者グループが属する場合には、各々漁業者グループごとへ交付する助成金）のうち、第1の（5）及び（6）の規定による実証的取組に要する経費は、2. の経費を除いた助成金額の1/3以内とする。</p> <p>ただし、2. の経費を除いた助成金額が、2. の経費を除いた交付決定額を下回る場合にあっては、助成金額の1/3以内とする。</p>	材料費	
	機器購入費・借料	
	部品代	
	会議費	
	車両借料	
	施設使用料	
	消耗品費等	

2. 1の取組に係る事務費等

項目	助成対象経費	助成水準
① 運営に要する経費	人件費	定額
	通信費	
	印刷費	
	報告書作成費	
	消耗品費	
② 会議に要する経費	会場費	
	印刷費	
	消耗品費	
③ 実施状況の確認に要する経費	人件費	
	印刷費	
	消耗品費	

附 則

この通知は、平成28年3月3日から施行する。